

永平寺町犯罪被害者等支援条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第2号

永平寺町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって町民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者及びその団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、二次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等のための施策

を実施するものとする。

- 2 町は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

（町民等及び事業者の責務）

第5条 町民等及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の重要性についての理解を深め、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない

（相談及び情報の提供等）

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を図るものとする。

（見舞金の支給）

第7条 町は、犯罪被害者等に対し、犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（日常生活の支援）

第8条 町は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等の状況に応じた日常生活に必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第9条 町は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第11条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について、町民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

（民間の団体に対する支援）

第12条 町は、犯罪被害者等支援を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（支援の制限）

第13条 町は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。